

日野町町民会館わたむきホール虹 基本使用料

消費税含む

区 分 室 名		午 前 9:00～ 12:00	午 後 13:00～ 17:00	夜 間 18:00～ 22:00	午前午後 9:00～ 17:00	午後夜間 13:00～ 22:00	全 日 9:00～ 22:00
		円	円	円	円	円	円
大ホール (750名)	平 日	8,000	11,000	13,000	19,000	24,000	32,000
	土日祝日	12,000	16,000	20,000	28,000	36,000	48,000
ふれあい ホール (200名) (216㎡)	平 日	2,000	2,800	3,400	4,800	6,200	8,200
	土日祝日	3,000	4,200	5,100	7,200	9,300	12,300
楽 屋 1 (11名・59㎡)		500	700	800	1,200	1,500	2,000
楽 屋 2 (2名・23㎡)		200	300	400	500	700	900
楽 屋 3 (4名・25㎡)		200	300	400	500	700	900
楽屋事務所 (5名・19㎡)		150	250	300	400	550	700
美術工芸室 (25名・75㎡)		800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000
音楽練習室 (35名・71㎡)		800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000
会議室 1 (18名・36㎡)		400	500	600	900	1,100	1,500
会議室 2 (21名・43㎡)		400	600	700	1,000	1,300	1,700
会議室 3 (18名・45㎡)		400	600	700	1,000	1,300	1,700
研修室 (44名・81㎡)		800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200
和 室 1 (20名・12畳)		400	500	700	900	1,200	1,600
和 室 2 (40名・27畳半)		800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000
リハーサル室 (40名・83㎡)		1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,900
ギャラリー (54㎡)		1,300	1,700	2,000	3,000	3,700	5,000

* 以上の使用時間は、準備から後片付けまでが含まれた時間区分です

時間の延長

・各区分を延長してのご使用の場合、延長時間が1時間未満であっても1区分あたりの額を加算します。但し、使用開始前の延長及び午後10時以降の延長は認めません。区分を延長される場合は、必ず許可を得てから次区分を借りてください。

・2つ以上の利用時間帯を継続して使用する場合には、つなぎの時間帯での使用料はいりません。

特別使用料

- (1) 利用者が入場料を徴収する場合や営利・営業などで使用する場合は、基本使用料に次の表に定めた額を加算します。
入場料とは、入場料、会費、会場整理費等をいい、入場料が前売り、当日料金がある場合は、その最高額をもって入場料とします。

・利用者が営利、宣伝を目的としないで入場料を徴収する場合	
区 分	加算割合
入場料が1,001円以上3,000円以内の場合	100分の30
入場料が3,001円以上の場合	100分の50
・利用者が営利、宣伝その他、これに類する目的をもって使用する場合	
区 分	加算割合
入場料を徴収する場合または宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合	100分の50
展示会、即売会等、営利目的で利用する場合	100分の100

- (2) 準備、または練習のためにホール内の舞台のみを使用する場合は、ホール基本使用料の100分の30に相当する額とします。
(3) 冷暖房を使用される場合は、基本使用料の100分の50に相当する額を加算します。
※リハーサル室は構造上、暖房費は頂きません。

申込受付期間

- 大ホール・ふれあいホール
ご利用いただく月の9ヶ月前の初日から、20日前まで(町外の方は、6ヶ月前から)
- その他の諸室
ご利用いただく月の9ヶ月前の初日から、3日前まで(町外の方は、6ヶ月前から)
※但し、滋賀県、日野町が主催もしくは共催で開催する催しは、12ヶ月前から申し込みを可能とする

令和5年4月1日改定